

貝塚市観光パンフレット改訂業務に係る実施要領

第1 業務内容に関する事項

1. 業務の目的

貝塚市を訪れた観光客の方が必要とする情報をわかりやすく盛り込んだガイドマップ（地図入り）を製作することにより、観光周遊の利便性を高める。また外国語版も改訂することで、より海外からの誘客を促進し、その受入れ環境整備を図る。

2. 業務の概要

(1) 業務名

貝塚市観光パンフレット改訂業務

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

(3) 業務の内容

貝塚市観光パンフレット改訂業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく。

(4) 提案上限額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

第2 契約条件に関する事項

1. 契約の方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された優先交渉事業者と貝塚市観光協会（以下「協会」という。）の間で協議を行い、協議が成立した場合に随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結する。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのまま契約内容となるとは限らない。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがある。

優先交渉事業者と契約が整わなかった場合は、次点とされた事業者と協議を行う。

2. 費用の支払い

業務完了後、協会の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うものとし、前払い、部分払いは行わない。

3. 費用の分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、協会は、契約金額以外の費用を負担しない。

第3 応募者資格要件・応募方法等に関する事項

1. 応募者資格要件

次に掲げるすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 貝塚市の指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 貝塚市暴力団等排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 過去3年度以内に同規模の人口の地方公共団体において観光パンフレット作成業務の実績を5件以上有している者
- (6) 本事業に関する知識、技術、ノウハウや、関連事業についての知見及び実績を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

2. 応募方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に定める受付の期間中に、協会の指定する書類を持参により提出すること。

(1) 募集要領等の配布

① 配布の期間

平成30年12月7日（金）から

② 配布の方法

募集要領等はウェブサイトからダウンロードすること。

(2) 説明会及び質問事項の受付

① 説明会

開催しない

② 質問事項の受付

平成30年12月7日（金）から 12月14日（金）13時00分まで

質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにより下記アドレスへ送付すること。なお件名は「貝塚市観光パンフレット改訂業務」とすること。

メールアドレス：shoko@city.kaizuka.lg.jp

③ 質問事項の回答

平成30年12月17日（月）に、質問回答書により、企画提案者全員に対し、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。

（3）企画提案書等の提出

① 受付の期間

平成31年1月10日（木）から 1月11日（金）まで
9時から17時まで

② 提出書類

下記のアからカまでの一式書類を原本1部、写し7部をクリップ留めして提出すること
(ファイルによる製本は不要)。

ア 企画提案申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

平成27年度以降官公庁から受注した事業の実績を記載（5件まで）

ウ 業務推進体制表（様式3）

業務を受託した場合の担当予定者の氏名、業務の分担内容を記載

エ 業務担当予定者の経歴・従事業務調書（様式4）

業務推進体制表に掲載されたスタッフの経歴等を記載

オ 見積書（任意様式）

全体経費及び積算内訳を記載

カ 企画提案書（任意様式）

（4）書類の提出先・連絡先

大阪府貝塚市畠中一丁目17番1号

貝塚市都市政策部商工観光課 担当：藤木・井上

電話：072-433-7192 FAX：072-423-9760

メールアドレス：shoko@city.kaizuka.lg.jp

(5) その他

- ① 提出書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出書類の撤回、修正、再提出は認めない。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ④ 提出書類は返却しない。
- ⑤ 同一法人からの複数の提案は認めない。
- ⑥ 提出書類の著作権は提出者に帰属するが、本市が本件の選定の公表等に必要な場合には、本市は当該著作権を無償で使用できるものとする。
- ⑦ 選定された事業者の企画提案書等提出書類は、公開の対象とする。なお、選定されなかった事業者の企画提案書等提出書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。
- ⑧ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

第4. 選定方法及び審査基準に関する事項

1. 選定方法

(1) 本企画提案の審査については、貝塚市観光パンフレット改訂業務プロポーザル審査委員会が行い、優先交渉事業者を選定する。

(2) 審査委員は、提出された書類により、次項の審査基準の項目に沿って100点満点で評価を行い、各委員の合計点数の合計が最も高い事業者を優先交渉事業者として決定する。なお、各委員の合計点の平均が60点未満の事業者は失格とする。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、決定後速やかに全ての提出事業者に通知する。

※通知予定日 平成31年1月18日（金）の予定

2. 審査基準

審査は、次の観点から総合的にかつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10点
	本業務を迅速・確実に遂行するための体制が取られているか。	10点
	見積金額	20点
業務提案内容	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、分析の方向性が的確か。	10点
	観光客の立場に立って、分かりやすい言葉・文章構成で記事を作成しているか。	10点
	貝塚市全体のイメージ向上に寄与するデザインになっているか。	10点
	紙面全体の記事の配置バランスが取れているか。	10点
	文字の大きさ、行間のバランス、見出しの使い方など読みやすさに配慮したレイアウトになってい るか。	10点
	写真・イラストの分量は適切か。	10点
合 計		100点